

平成12年9月19日

社団法人テレコムサービス協会

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」 についての意見

今回、電気通信審議会が「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」について、広く意見を求めてきたことを高く評価いたします。社団法人テレコムサービス協会は、「競争政策の基本的枠組」に論点を絞り、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

1. 基本的考え方

1985年、通信市場に競争原理を導入するための制度改革が行われましたが、その当時は電話サービスをベースとして制度的枠組が作られたものと理解しております。比べて今日は、1985年には想像も出来なかった変化を遂げ、インターネットの爆発的な普及といった環境下において、ネットワークを通過するトラフィックも音声からデータへと移行しています。現行制度も再々改正が行われて参りましたが、インターネット時代のIT革命を真に推進するに相応しい新しい器として、現行法の抜本的改正を行う時機に来ているものと認識しております。

さて、利用者にとって、低廉かつ多様なサービスの選択肢を提供するための最善の手段として、通信市場にも競争原理が導入された筈であると理解しております。しかしながら、現行法には、基本的理念としてその目的条項に「公正有効競争の確保」ならびに「利用者に最大の利益を享受すべきこと」が明記されておらず、「公共の福祉を増進」という曖昧な概念の提示とともに、後段では事業者区分および事業規制について定められております。

通信市場に競争を導入しながらも「公正有効競争」という用語が現行法のどこにも見当たらないこと自体が不可思議としか言い様がありません。まずは基本理念として「公正有効競争の確保」と「利用者に最大の利益を享受すべきこと」を目的条項に明記することが必要です。

2．公正有効競争条件の確保措置

上記基本理念を念頭に置き、利用者に最大の利益を与えるためには、競争ルールの策定こそが重要です。ついては、通信市場への参入は原則自由とすべきと考えます。事業者は市場競争を通して自己責任のもとにサービスを提供する上で創意工夫を行い、その評価は利用者の判断に委ねることが望ましいと思われま。但し、通信市場の特殊性から市場支配力を有する事業者には、市場における競争が有効に機能するために他の事業者と異なる特別の規制を課すべきであると考えま。即ち、反競争的行為の防止ならびにボトルネック設備を他の事業者に提供する義務を課すべきです。

なお、設備所有を望む事業者には、線路敷設権等の権利を与えることの対価として、Any-to-Anyの設備を確保するための相互接続の義務を課すべきと考えま。

3．一種事業者と二種事業者の公正有効競争環境の確保

現行事業区分においては、設備所有に注目して一種事業者と二種事業者区分とが存在していますが、一種事業者は設備所有だけでなく他の事業者から設備を調達する道が開かれていることに対し、二種事業者は一種事業者から設備を調達せずに市場に参入することは出来ません。特にボトルネック設備調達については、事業用であるにもかかわらず、一般ユーザーと全く同一の料金体系により提供されているのが現状です。一部、卸料金の導入が予定されておりますが、ボトルネック設備を所有する支配的事業者には、二種事業者に対しては全てのサービスについて卸料金の設定が行われるよう望むものです。

従って、二種事業者には、卸料金のもとに調達した設備を利用した上で、利用者の満足度を高めるような多様なサービスを展開することにより、市場競争の中で、自らの責任において、事業展開を図ることが求められるものです。

以上